

# 官報号外

昭和四十二年三月三十一日

## ○第五十五回 参議院會議錄第六号

昭和四十二年三月三十一日(金曜日)

午後一時八分開議

### ○議事日程 第六号

昭和四十二年三月三十一日  
午後一時開議

第一 プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 中小企業信用保険臨時措置法の一部を改

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府

県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第四 文部省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三号、衆議院送付)

第五 総理府設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第六 放送法第三十七条第二項の規定に基づ

き、承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、首都圈整備審議会委員の選舉日程第一より

第六まで

一、国會議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

記

同日本院は、裁判官訴追委員大森久司君、同高橋文五郎君及び同予備員栗原祐幸君、同高橋

し、その補欠として左記の通り選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長職務代行者及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、北陸地方開発審議会委員本院議員桜井志郎君の同審議会委員辞任による補欠として左記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

裁判官訴追委員  
同予備員  
大森 久司君  
二木 謙吾君

第一順位  
柳田桃太郎君  
同予備員  
大森 久司君  
二木 謙吾君

通知した。

記

参議院議員 山内 一郎君  
同 金丸 富夫君

参議院議員 熊谷太三郎君  
同 金丸 富夫君

参議院議員 岸田 幸雄君  
同 金丸 富夫君

た。

昭和四十二年度一般会計暫定予算

昭和四十二年度特別会計暫定予算

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

た。

法人税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

都道府県合併特例法案

沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措

置法案

去る二十二日議長において、左の常任委員の辞任

を許可した。

内閣委員

法務委員

決算委員

内閣委員

法務委員

## 官報(号外)

に付託した。

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

た。

所得税法の一部を改正する法律案

同日内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和四十一年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づく昭和四十二年度

において講じようとする農業施策についての文書

を受領した。

去る二十三日議長において、左の常任委員の辞任

を許可した。

内閣委員

法務委員

決算委員

内閣委員

中津井 真君  
北條 勝八君  
決算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

船田 謙君  
村上 春藏君  
内閣委員松平 勇雄君  
中沢伊登子君  
建設委員横井 太郎君  
予算委員同  
文教委員多田 省吾君  
柏原 ヤス君  
商工委員同  
内閣委員津島 文治君  
谷村 貞治君  
内閣委員松平 勇雄君  
中津井 真君  
建設委員鬼木 勝利君  
同  
決算委員同  
内閣委員同  
農業共済基金法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

日本鉄道建設公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

日本鐵道建設公團法の一部を改正する法律案

通運委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

た。

印紙税法案

同日内閣總理大臣から議長宛、通商産業省公益事

業局長安達次郎君の第五十五回国会政府委員を免

じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を第五十五回

国会政府委員に任命することを承認した旨回答し

た。

通商産業省公益事  
業局長事務代理 藤波 恒雄君

同日内閣總理大臣から議長宛、通商産業省公益事

業局長事務代理藤波恒雄君(同日議長承認)を第五

十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領

した。

予算委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

名した。

大谷 賢雄君  
内田 芳郎君  
建設委員

同日議長において、常任委員の辞任

を許可した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

た。

去る二十五日議長において、左の常任委員の辞任

を許可した。

内閣委員

文教委員

商工委員

同  
内閣委員

文教委員

商工委員

同  
内閣委員

文教委員

商工委員

同  
内閣委員

文教委員

同  
内閣委員

文教委員

同  
内閣委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

名した。

官 報 (号 外)

期限の定めのある国税に関する法律につき当該

期限を変更するための法律案

可した。

社会労働委員 農林水産委員 津島 文治君 鬼木 勝利君

及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案可決報告書

大蔵委員会に付託 内閣委員 同

内閣委員 津島 文治君 同

昭和四十一年度一般会計暫定予算 昭和四十二年度特別会計暫定予算

内閣委員 津島 文治君 同

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

内閣委員 津島 文治君 同

昭和四十二年度政府関係機関暫定予算

内閣委員 津島 文治君 同

予算委員会に付託 地方行政委員 同

地方行政委員 村上 春藏君 同

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

地方行政委員 村上 春藏君 同

た。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方行政委員 村上 春藏君 同

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

地方行政委員 村上 春藏君 同

内閣委員会に付託 外務委員 同

外務委員 渡谷 邦彦君 同

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間 文教委員 同

文教委員 渡谷 邦彦君 同

の領事条約の締結について承認を求めるの件

文教委員 渡谷 邦彦君 同

航空業務に関する日本国政府とシンガポール共 社会労働委員 同

社会労働委員 渡谷 邦彦君 同

和国政府との間の協定の締結について承認を求 二木 謙吾君 同

二木 謙吾君 同

めるの件 小平 芳平君 同

小平 芳平君 同

外務委員会に付託 北條 勝八君 同

北條 勝八君 同

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案 同

大蔵委員会に付託 通運委員 同

通運委員 古池 信三君 同

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正す 連絡委員 同

連絡委員 林田悠紀夫君 同

る法律案 同

同

社会労働委員会に付託 理事 林田悠紀夫君 同

理事 林田悠紀夫君 同

同日委員長から左の報告書が提出された。

同日委員長から左の報告書が提出された。

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正す

同日委員長から左の報告書が提出された。

る法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する

同日委員長から左の報告書が提出された。

法律案可決報告書

同日委員長から左の報告書が提出された。

農工委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

三号) 可決報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案可決報告書

農工委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

文部省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

内閣委員 津島 文治君 同

放送法第三十七条规定に基づき、承認を請求するの件議決報告書

記

参議院議員 相澤 重明

本日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

↓

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、  
首都圈整備審議会委員一名の選挙を行ないたい

と存じますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。  
○永岡光治君 首都圈整備審議会委員の選挙は、





昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号 昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案

別表

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	200,000円	700,000円	23年	2,100,000円	2,600,000円
			24年	2,300,000円	2,800,000円
			25年	2,500,000円	3,000,000円
5年	250,000円	750,000円	26年	2,700,000円	3,200,000円
6年	300,000円	800,000円	27年	2,900,000円	3,400,000円
7年	350,000円	850,000円	28年	3,100,000円	3,600,000円
8年	400,000円	900,000円	29年	3,300,000円	3,800,000円
9年	450,000円	950,000円	30年	3,500,000円	4,000,000円
10年	500,000円	1,000,000円	31年	3,800,000円	4,300,000円
11年	600,000円	1,100,000円	32年	4,100,000円	4,600,000円
12年	700,000円	1,200,000円	33年	4,400,000円	4,900,000円
13年	800,000円	1,300,000円	34年	4,700,000円	5,200,000円
14年	900,000円	1,400,000円	35年	5,000,000円	5,500,000円
15年	1,000,000円	1,500,000円	36年	5,300,000円	5,800,000円
16年	1,100,000円	1,600,000円	37年	5,600,000円	6,100,000円
17年	1,200,000円	1,700,000円	38年	5,900,000円	6,400,000円
18年	1,300,000円	1,800,000円	39年	6,200,000円	6,700,000円
19年	1,400,000円	1,900,000円	40年	6,500,000円	7,000,000円
20年	1,500,000円	2,000,000円	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに300,000円を加算した金額	7,000,000円に、勤続年数が40年を超える1年ごとに300,000円を加算した金額
21年	1,700,000円	2,200,000円			
22年	1,900,000円	2,400,000円			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(イ) 「勤続年数」とは、第一条の規定により読み替えられた法附則第九十三項に規定する勤続年数をいう。

(ロ) 「障害退職の場合」とは、所得税法(昭和四十年法律第三十二号)第三十条第四項第二号に掲げる場合に該当する場合をいう。

(ハ) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました「昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案」につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本法律案は、退職手当等に係る道府県民税及び市町村民税について、昭和四十二年四月分及び五月分の特別徴収税額の軽減をかるため、別に法律が施行されるまでの間、特例を設け、また、昭和四十二年三月三十一日で期限が到来する農業委員会のあつせんによる開拓農地の不動産取得についての非課税及び農地の交換分合によって取得する土地の課税標準の特例を、さしあたり昭和四十二年五月三十一日まで延長することを内容とするものであります。

委員会におきましては、藤枝自治大臣から提案理由の説明を聴取し、慎重に審査いたしましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第百四十六号)

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

附則第四項中「建国記念日審議会は、昭和四十一年十二月十五日まで、家庭生活問題審議会は、昭和四十二年三月三十一日まで」を「家庭生活問題審議会」に改める。

一部を改正する法律案(昭和第三号)

日程第五、総理府設置法の一部を改正する法律案、

第三十二条の表中「九七、五一七人」を「一〇〇、五二一人」に、「九五、一八三人」を「九八、二一八人」に、「九八、〇六三人」を「一〇一、〇九八人」に改める。

文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律

附則

(いすれも内閣提出、衆議院送付)、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長豊田雅孝君。

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました「法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、二法律案の改正点について申し上げます。

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

総理府設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

〔審査報告書は都合により第九号末尾に掲載〕

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)

一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表建国記念日審議会の項を削除する。

一一法律案とも質疑を終わり、別に討論もなく、それぞれ採決の結果、いすれも全会一致をもつて

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、文部省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、総理府設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めるます。

[賛成者起立]

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長野上元君。

[審査報告書は都合により第九号末尾に掲載]

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和四十一年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和四十一年度収支予算、事業計画及び資金計画  
昭和四十一年度収支予算  
予算總則

第一条 昭和四十一年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、三三〇円(ラジオ)とする。ただし、十二か月分を前納する者についてのみの受信についての契約があつては五〇円とする。

当該十二か月分は三、六三〇円(ラジオのみの受信については五五〇円)、六か月分を前納する者についての当該六か月分は一、八二〇円(ラジオのみの受信については契約があつては二八〇円)とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第六条 予備金は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備金を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前期繰越収支剩余金が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならない。

第十一条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十二条 国際放送ならびに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選舉放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和四十一年度收支予算書

(款) 前期繰越収支剩余额

一一〇〇〇〇〇〇千円

(款) 収入

(款) 資本収入

一九、〇八一、八〇〇千円  
一一〇〇〇〇〇〇千円

(項) 放送債券

三、三七〇、〇〇〇千円  
一一〇、〇〇〇千円

長期借入金

一〇、六〇〇、〇〇〇千円  
一一〇、〇〇〇千円

売却固定資産代金

一〇、六〇〇、〇〇〇千円  
一一〇、〇〇〇千円

減価償却引当金

三、〇八一、八〇〇千円  
七七、〇三四、七九〇千円

放送債券還積立金戻入

七八、二〇六、二九八千円  
一四八、四四四千円

(款) 受信料

一、〇二三、〇六四千円  
二七、四三三、一〇六千円

(款) 支出

一九、〇〇〇、〇〇〇千円  
二、三〇三、二六〇千円

(項) 建設費

六、一二九、〇四六千円  
七一、三五五、七九二千円

放送債券還積立金繰入

七一、五七八、〇三六千円  
七八、一五四千円

諸返還金

六、一八九、六六〇千円  
八、五〇二、六三三千円

(款) 事業支出

一、四八九、四九〇千円

国内放送費  
国際放送費  
業務管理費  
管調査研究費

減価償却費	一〇、六〇〇、〇〇〇千円
閉連経費	一一〇六六四、一二一千円
(款) 予備金	五〇〇、〇〇〇千円

(款) 後期繰越収支剩余额

〇千円

昭和四十一年度事業計画

### 1 計画概説

昭和四十一年度における日本放送協会の事業運営については、昭和三十七年度を起点とする第二次六か年計画の最終年度としての諸計画を各部門にわたり積極的に推進することとし、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえ、国民生活の充実向上に資する。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオとも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的な建設を行なう。また、ラジオにおいては、標準放送網の整備を行なうほか、超短波放送局の置局を進める。

(2) テレビジョン、ラジオとも番組内容の向上刷新を図ることとし、特に、教育テレビジョンにおいては、放送時間を延長して教育、教養番組の充実につとめる。また、テレビジョンローカル放送においても、地域社会に密着した報道、教養番組の拡充強化を行なう。

(3) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用についても、農村、漁村における放送視聴グループの育成等により、積極的に促進する。

(4) 受信契約者の普及については、建設計画の推進とあいまつて、受信者の開拓につとめるところに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

一方、受信料の免除については、社会福祉上の見地から、新たに、契約乙の受信者のうち、辺地居住世帯、肢体不自由者、戦傷病者、原子爆弾被爆者ならびに母子世帯および高齢者世帯の一部に対し、契約乙受信料全額免除の措置を講ずる。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するた

め、番組内容の充実刷新を行なうとともに、放送時間を増加し、放送効果の増大を図る。

(6) 調査研究については、放送番組および放送技術水準の向上を期するため、基礎的研究の充実、その他調査研究活動の全般にわたり強化を図るとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の合理化を積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

## 2 設計計画

建設計画については、テレビジョン放送網およびラジオ放送網の建設に四二億四、〇〇〇万円、演奏所の整備および放送設備の充実、改善に一二九億五〇〇万円、研究施設等の整備に一八億五、五〇〇万円、総額一九〇億円をもつて施行する。

### (1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の全国普及の早期達成を図るため、総合、教育両テレビジョン局とも、明智等一二〇局の建設を完成し、五〇局の建設に着手する。また、テレビジョン放送所自家発電装置の整備、無人化等を行なう。

これらに要する経費は、三〇億八、二〇〇万円である。

### (2) ラジオ放送網計画

放送の受信困難な地域の解消を図るため、大阪大電力放送局の建設、第二放送四局の増設を実施するほか、ラジオ放送所の無人化等を行なう。また、超短波放送についても能代等四〇局の建設を行なう。

これらに要する経費は、一一億五、八〇〇万円である。

### (3) 演奏所整備計画

放送の受信困難な地域の解消を図るため、大阪大電力放送局の建設、第二放送四局の増設を実施するほか、ラジオ放送所の無人化等を行なう。また、超短波放送についても能代等四〇局の建設を行なう。

これらに要する経費は、五八億一、〇〇〇万円である。

### (4) 放送設備整備計画

放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、テレビジョン放送設備においては、スタジオ設備、録画送像設備、中継設備、撮影設備等の整備を行なう。特に、カラー放送拡充のためのスタジオ設備、録画送像設備等については、重点的に整備を図る。また、ラジオ放送設備においては、録音中継設備、無線設備等の整備を行なう。このほか、番組編集、送出体系の自動化を進めるほか、電源設備、楽器の整備等を行なう。

これらに要する経費は、七〇億九、五〇〇万円である。

## (5) 研究設備、一般施設整備計画

放送技術、放送番組の調査研究の進展に対処して、研究用施設、調査用機器の整備を図る。また、一般施設については、事務室、宿舎の増改築等を行なうほか、業務の合理化のための機器の整備を図る。

これらに要する経費は、一八億五、五〇〇万円である。

## 三 事業運営計画

### (1) 職員および給与

職員については、業務の合理化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度一四、六〇〇人に対し、設備の増加、業務の拡充等による増員を一三〇人とし、総員一四、七三〇人である。

これに対する給与は、総額一八六億一、四四九万八千円である。

### (2) 国内放送

ア テレビジョンについては、総合放送は、一日一八時間の放送時間により、広く一般を対象とし、した番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、放送時間を前年度の一時一六時間三〇分に対し、一時間三〇分増加して、一日一八時間とし、青少年および一般社会人等を対象とする学校放送、通信教育番組等の教育番組を中心とした編成し、内容の充実を図る。また、カラーテlevision放送においては、放送時間を一日三時間二〇分増加して、一日七時間三〇分とし、カラーパン組の積極的な編成につとめる。

ローカル放送においては、一日一時間三〇分の放送時間により、地域社会に直結した報道、

教養番組の充実を図る。

ラジオについては、第一放送一日一九時間、第二放送一日一八時間三〇分の放送時間によ

り、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態度に適合した効果的な番組の編成を行なう。また、超短波放送においては、一日一八時間の放送時間により、その特性を生かした番組の刷新強化を図る。

このほか、報道取材編集体制の強化、放送番組の利用促進等の諸計画を実施する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、一二八億四、九七九万四千円である。すなわち、番組制作に一一七億九、六九五万四千円、番組の編成企画その他に二〇億五、二八四万円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の合理化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度三六億八、五五九万五千円に対し、七億八、六

三二万五千円の増額となり、総額四四億七、一九二万円である。

ウ 通信施設関係については、前年度四三億七、〇八〇万五千円に対し、一億一、四四八万三千円の減額となり、総額四二億五、六三二万二千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度二一億六、二八九万五千円に対し、一四億一、五四万一千円の増額となり、総額二二五億七、八〇三万六千円である。

### (3) 国際放送

国際放送については、放送区域は前年度どおり一八方向とするが、放送時間を前年度の一日三六時間に対し、三〇分増加して、一日三六時間三〇分とし、アジア近隣地域向け等について拡充を図るとともに、報道番組の充実強化、送信の増力等を行ない、放送効果の増大を図る。

このため、前年度六億八、三九一万六千円に対し、二、三三三万八千円の増額となり、総額七億七十五万四千円である。

### (4) 業務関係

業務関係については、協会事業の周知の強化ならびに雑音防止等受信の改善につとめるとともに、大都市圏における総合受信者対策、UHFテレビジョンの置局地域に対する受信者の維持開発対策、テレビジョン共同受信施設に対する助成等により、極力、受信契約者の維持増加につとめ、あわせて受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度五八億五、五七五万五千円に対し、三億三、四一〇万五千円の増額となり、総額六一億八、九八六万円である。すなわち、広報および受信改善関係に二三億一、五六七万三

千円、契約受納関係に四八億六、四一八万七千円である。

### (5) 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり合理化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、設備の増加等により、前年度七八億八、四七二万一千円に対し、六億一、七九一万二千円の増額となり、総額八五億二六三万三千円である。すなわち、一般管理に一四億四、六七五万六千円、施設の維持管理に二〇億七、九五七万九千円、職員の厚生保健に二四億一、九三三万円、退職手当その他に二五億五、七〇六万八千円である。

### (6) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論動向調査、テレビジョンおよびラジオ番組聴視状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度一三億九、九四九万円に対し、九、〇〇〇万円の増額となり、総額一四億八、九四九万円である。

### (7) 財務関係

以上のはか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費一〇六億円、未収受信料欠損償却、放送債券発行償還経費、支払利息等の関連経費二六億六、四一二万一千円および予備金五億円を計上する。

### 四 受信契約者数

#### (1) 放送受信契約申

##### ア 有料契約者見込数

区分	分	
	昭和四十二年度	昭和四十一年度
年度 初頭 契約者 数	一九、一〇一、〇〇〇	一八、一三一、〇〇〇
年度 内 新規 契約者 数	二、五〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇
年度 内 廃止 契約者 数	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇
年 度 内 増 加 契約者 数	九〇〇、〇〇〇	〇

受信料免除者見込数

区	分	昭和四十二年	昭和四十一年度	増減
年度初頭免除者数		一三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
年度内新規免除者数		四六、〇〇〇	三五、〇〇〇	
年度内廃止免除者数		六、〇〇〇	五、〇〇〇	
年度内增加免除者数		四〇〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	
放送受信契約乙 有料契約者見込数	(2)	八、〇〇〇	七、〇〇〇	

から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額七億二三万四千円、計七六五億五、五二〇万八千円を予定する。

このほか、国際放送関係政府交付金一億四、七八五万円、選舉放送関係交付金九十九万四千円、受入利息、巡回相談収入等の雑収入一〇億一、三〇六万四千円、放送債券二〇億円発行による入金一九億九、〇〇〇万円、長期借入金三三億七、〇〇〇万円、固定資産売却代金三、〇〇〇万円、放送債券返済法定積立金かられい入額三〇億八、一八〇万円、前受金等二〇億二、二六三万三千円、計一一六億六、五九四万一千円を見込む。

本年度の出金額  
事業経費五七九億九、一六七万一千円、放送設備建設改修費一九〇億円、放送債券返済四四億五、六八〇万円、長期借入金返済一六億七、三三四万六千円、放送債券返済法定積立金三億三三六万円、予備金五億円、放送債券利息等三七億一、二七二万円をあわせ、合計八九六億三、六六九万七千円である。

別三  
表 資

区分	第一・四半期		第二・四半期		第三・四半期		第四・四半期		合計
	前期繰越金	受信料	前期繰越金	受信料	前期繰越金	受信料	前期繰越金	受信料	
一 支出	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
事業経費	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
放送設備建設改修費	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
前受金等	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
戻入	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
固定資産売却代金	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
放送債券返済金	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
前受金等	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
支出	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
事業経費	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000
放送設備建設改修費	11,500,000	四,三八,一四八	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	10,711,655	三,九二九,四六一	33,000,000

**昭和四十二年度資金計画**  
昭和四十二年度收支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

受信料收入については、放送受信契約において年度初頭契約者数一、九一〇万一千、年度内増加契約者数九八万、これによる受信料收入予算七六三億一、〇九四万円から年度内に収納に至らぬいものを控除した受信料収納額七五八億五、三〇七万四千円、放送受信契約乙において年度初頭契約者數一一七万八千、年度内増加契約者数一〇万、これによる受信料收入予算七億一、三八五万円

放送債券返済	一、〇四九、四〇〇	七七六、〇〇〇	一、〇四九、四〇〇	一、五九六、〇〇〇	四、四五六、八〇〇
長期借入金返済	一、〇〇〇、〇〇〇	七三六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五九六、〇〇〇	四、四五六、八〇〇
法定積立金	〇	〇	〇	一、七七一、二四六	一、七七一、二四六
予備金	一一五、〇〇〇	一五五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	一一五、〇〇〇	二、三〇〇、一〇〇
放送債券利息等	一、三一四、六三六	一、〇四〇、三三五	一、三一四、六三六	一、〇四〇、三三五	二、三〇〇、一〇〇
四後期繰越金	四、三六一、一四八	三、九九一、四六二	四、三六一、一四八	三、九九一、四六二	五〇〇、〇〇〇

日本放送協会昭和四十二年度收支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見書

#### 意見書

(号)外  
日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和四十二年度收支予算、事業計画および資金計画は、おおむね適當と認める。

なお、事業計画中、放送網の建設計画については、免許方針との関連において、変更の必要が生ずる場合もあると考える。

また、事業計画等の実施にあたつては、次の点に十分配意すべきものと考える。

1 テレビジョン放送の普及に伴い、放送の果たす社会的役割がますます大きなものとなってきた現状において、協会は、國民から付託された使命を深く認識し、厳正な態度をもつて事業の健全な運営に努めるべきである。

2 協会は、その事業の運営が國民の負担においてなされているものであることにかんがみ、その財政の健全性を将来にわたり確保するため、経費節減に対する認識を新たにし、経費の効率的使用について格段の努力をする必要がある。

3 建設計画においては、放送網の建設のほか、演奏所の整備、放送設備の整備等を行なうこととしているが、協会は、放送の全国的普及といふその基本的な使命にかんがみ、テレビジョン放送の難視聴地域の解消の促進に、特に力を注ぐべきである。

#### 〔野上元君登壇、拍手〕

○野上元君 ただいま議題となりました承認案件は、日本放送協会の昭和四十二年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

収支予算の規模は、収入支出ともに総額九百九十二億八千余万円であります。

それ六十七億余万円の増加となつておられます。次に、事業計画は、その重点を、テレビジョン放送局の建設、教育番組の強化拡充、カラーテレビジョン放送の拡充等に置いておられます。

また、資金計画におきましては、収支予算及び事業計画に対応した資金の需要、調達に関する計画をいたしております。

また、資金計画におきましては、放送局の建設、教育番組の強化拡充、カラーテレビジョン放送の拡充等に置いておられます。

また、資金計画におきましては、収支予算及び事業計画に対応した資金の需要、調達に関する計画をいたしております。

なお、これら収支予算等に対し、郵政大臣は、「おおむね適當と認める」旨の意見を付しております。

通信委員会におきましては、政府並びに日本放送協会当局に対し、質疑を行ない、慎重審議をおこなつましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長鍋島直紹君。

れより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認する」とに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、国會議員の秘書の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長鍋島直紹君。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して森委員より、附帯決議を付して本案に賛成する旨の発言があり、討論を終え、採決の結果、多数をもつて附帯決議を付して原案のとおり承認すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十二年三月二十八日

衆議院議長 石井光次郎  
参議院議長 重宗 雄三殿

## 国会議員の秘書の給料等に関する法律等の

一部を改正する法律

## (国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部

改正)

## 第一条 国会議員の秘書の給料等に関する法律

(昭和三十二年法律第百一十八号)の一部を次の  
ようにより改正する。

第一条中「秘書官の二号俸」を「秘書官の五号俸」に、「七等級三号俸の俸給月額に相当する額に七百円を加えた額」を「六等級十一号俸の俸給月額に相当する額」に改める。

## 第一条を次のように改める。

## 第二条 削除

第一条の二を削る。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部  
を改正する法律の一部改正)第一条 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百七  
十八号)の一部を次のように改める。  
附則第二項中「改正後の」を削り、「七等級三  
号俸」を「六等級十一号俸」に改める。

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

## 附 則

本案施行に要する経費は、昭和四十二年度にお  
る。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ  
れより採決をいたしました。いて約一億三千七百万円であつて予算に計上すみ  
である。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君  
の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

〔鍋島直紹君登壇、拍手〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ  
て本案は、全会一致をもつて可決せられました。  
これにて休憩いたします。

## 午後一時二十五分休憩

## 午後四時二十五分開議

官三号俸相当の給料を受けている秘書については

秘書官五号俸相当額に、また、行政職俸給表の

七等級三号俸相当の給料を受けている秘書につい  
ては、同俸給表の六等級十一号俸相当額に、それぞれ改めるとともに、これに伴う所要の改正を行  
なうほか、滞在雜費及び閉会中雜費は、これを廢  
止しようとするものであります。なお、本法律は、本年四月一日から施行するこ  
とになっております。

議院運営委員会におきましては、審査の結果、

全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしま  
した。

## 〔参考朗読〕

○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これよ  
り会議を開きます。

参事に報告させます。

## 〔裁〕

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源

泉徴収の臨時特例に関する法律案可決報告書

期限の定めのある国税に関する法律につき当該  
期限を変更するための法律案可決報告書

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源

泉徴収の臨時特例に関する法律案可決報告書

期限の定めのある国税に関する法律につき当該  
期限を変更するための法律案可決報告書

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源

泉徴収の臨時特例に関する法律案可決報告書

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源

泉徴収の臨時特例に関する法律案可決報告書

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源

泉徴収の臨時特例に関する法律案、

期限の定めのある国税に関する法律につき当該  
期限を変更するための法律案、

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

八六

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

みなす一時金)の規定により退職手当等とみなされる一時金を含む。)をいう。

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

みなす一時金)の規定により退職手当等とみなされる一時金を含む。)をいう。

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払われる給与等及び

(給与等に係る源泉徴収の特例)

退職手当等に係る所得税の源泉徴収について、昭和四十二年度の税制改正による減税の効果をすみ

第三条 昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うべき給与等に係る法第四編第

やかに及ぼすため、所得税法(昭和四十一年法律第三十三号。以下「法」という。)の特例を定めるもの

二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、次の表の上欄に

とする。

(定義)

のとする。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 給与等 法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(法第二十九条(給与等とみなす

年金)の規定により給与等とみなされる年金を含む。)をいう。

二 退職手当等 法第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等(法第三十一条(退職手当等と

法第二百八十五条第一項第一号イ (賃与以外の給与等に係る徴収 税額)	
別表第四の甲表	
昭和四十二年分の給与所得等に係る所得 税の源泉徴収の臨時特例に関する法律 案(昭和四十二年法律第 号。以下「臨 時特例法」という。)別表第一の甲表	
別表第四の乙表	臨時特例法別表第一の乙表

法第百八十五条第一項第一号ロ からニまで	別表第四	臨時特例法別表第一
法第百八十五条第一項第一号ホ 及びヘ並びに同項第三号	別表第五	臨時特例法別表第二
法第百八十六条第一項第一号ホ (賃与に係る徴収税額)	別表第六	臨時特例法別表第三
法第百八十六条第二項第一号 特例の適用を受けない者に係る 徴収税額)	別表第四	臨時特例法別表第一
法第百八十五条 法第百八十八条(扶養控除額の 適用を受ける者に係る徴収税額)	別表第四	臨時特例法別表第一
第百八十五条 法第百八十六条(扶養控除額の 適用を受けない者に係る徴収税額)	別表第六	臨時特例法別表第二
第百八十五条 法第百八十六条(扶養控除額の 適用を受けない者に係る徴収税額)	別表第六	臨時特例法別表第三
第百八十五条 法第百八十六条(扶養控除額の 適用を受けない者に係る徴収税額)	別表第六	臨時特例法別表第一
第百八十五条 法第百八十六条(扶養控除額の 適用を受けない者に係る徴収税額)	別表第六	臨時特例法別表第二
第百八十五条 法第百八十六条(扶養控除額の 適用を受けない者に係る徴収税額)	別表第六	臨時特例法別表第三

## (年末調整の特例)

第四条 昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間ににおける法第百九十条(年末調整)の規定の適用については、次に掲げる金額の合計額に相当する金額を同条第一号に掲げる税額とみなす。

一 昭和四十二年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額(法第百九十二条第二号イ及びロに掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の十二分の一に相当する金額(次号において「給与等の月割額」という。)を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、法第百八十五条第一項第一号イ(賃与以外の給与等に係る徴収税額)の規定

(その居住者が法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者の規定に該当する者である場合には、法第百八十八条第一号(扶養控除額の特例の適用を受けない者に係る徴収税額)の規定を含む。)により求めた税額に三を乗じて計算した金額

二 給与等の月割額を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、前条の規定により読み替えた法第百八十五条第一項第一号イの規定(その居住者が法第七十八条第三項の規定に該当する者である場合には、前条の規定により読み替えた法第百八十八条第一号の規定を含む。)により求めた税額に九を乗じて計算した金額

## (退職手当等に係る源泉徴収の特例)

第五条 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うものに係る法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第二百一条第一項	別表第八	臨時特例法別表第四
状況により、第 三十条第三項及 び第四項(退職 所得控除額)の 規定に準じて計 算したところに よる	状況における第三十条第三項(退職所得 控除額)に規定する勤続年数に準する勤 続年数及び同条第四項第二号に掲げる場 合に該当するかどうかに応する臨時特例 法別表第四の附表に掲げる退職所得控除 額による	臨時特例法別表第三
第百八十五条 法第百八十九条(給与等から控 除される社会保険料がある場合 等の徴収税額の計算)	臨時特例法別表第一	臨時特例法別表第一
第百八十五条 法第百八十九条(給与等から控 除される社会保険料がある場合 等の徴収税額の計算)	別表第五	別表第五
第百八十五条 法第百八十九条(給与等から控 除される社会保険料がある場合 等の徴収税額の計算)	別表第六	別表第六

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

## 附則

別表第一 昭和42年4月及び5月の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

八八

## イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	以上	未満	甲							
			扶養親族等の数							
			0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
	税									額
円 22,500	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
22,500	23,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0
23,000	23,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0
23,500	24,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0
24,000	24,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0
24,500	25,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0
25,000	25,500	210	0	0	0	0	0	0	0	0
25,500	26,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0
26,000	26,500	290	0	0	0	0	0	0	0	0
26,500	27,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0
27,000	27,500	360	0	0	0	0	0	0	0	0
27,500	28,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0
28,000	28,500	430	0	0	0	0	0	0	0	0
28,500	29,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0
29,000	29,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0
29,500	30,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0
30,000	30,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	610	0	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	650	0	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	720	0	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	790	0	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	870	0	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	950	0	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	1,190	20	0	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	1,230	60	0	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	1,270	100	0	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	1,310	130	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	1,350	170	0	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	1,390	200	0	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	1,430	240	0	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	1,470	280	0	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	1,510	310	0	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	1,550	350	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	1,590	380	0	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	1,630	420	0	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,670	460	0	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,710	490	0	0	0	0	0	0	0

昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外二件

八九

イ 甲 表

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上未満	税額									
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0	0
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0	0
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0	0
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0	0
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0	0
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0	0
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0	0
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0	0
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0	0
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0	0
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0	0
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0	0
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0	0
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0	0
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0	0
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0	0
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0	0
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0	0
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0	0
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0	0
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0	0
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0	0
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0	0
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0	0
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0	0
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10	0
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100	0
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190	0
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280	0
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370	0
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460	0
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930	390
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660

昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

## イ 甲 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	以上未満	扶養親族等の数										額
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	税	
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330	750		
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850		
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950		
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050		
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150		
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250		
98,000	100,000	9,800	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400		
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600		
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800		
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000		
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200		
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400		
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690		
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990		
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290		
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590		
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890		
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190		
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490		
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790		
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090		
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390		
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700	5,690		
132,000	134,000	17,540	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990		
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330		
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730		
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130		
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530		
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930		
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330		
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730		
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130		
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700	9,530		
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100	9,930		
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500	10,330		
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900	10,730		
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300	11,130		
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700	11,530		
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170	11,930		
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670	12,330		
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170	12,730		
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670	13,210		
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170	13,710		
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670	14,210		
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170	14,710		
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670	15,210		
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170	15,710		
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670	16,210		
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170	16,710		
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670	17,210		

昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

## イ 甲 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	以上 未満	甲 扶養親族等の数									
		0人 1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人									
		税額									
186,000	188,000	32,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,080	20,620	19,170	17,710	
188,000	190,000	33,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670	18,210	
190,000	192,000	33,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170	18,710	
192,000	194,000	34,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670	19,210	
194,000	196,000	35,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170	19,710	
196,000	198,000	35,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670	20,210	
198,000	200,000	36,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170	20,710	
200,000円		36,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420	20,960	
200,000円をこえ210,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
210,000円		39,500	35,750	34,000	32,250	30,500	28,750	27,000	25,420	23,960	
210,000円をこえ280,000円に満たない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
280,000円		64,000	60,250	58,500	56,750	55,000	53,250	51,500	49,920	48,460	
280,000円をこえ360,000円に満たない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
360,000円		96,000	92,250	90,500	88,750	87,000	85,250	83,500	81,920	80,460	
360,000円をこえ530,000円に満たない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									
530,000円		172,500	168,750	167,000	165,250	163,500	161,750	160,000	158,420	156,960	
530,000円をこえ860,000円に満たない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									

## イ 甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲																			
	扶養親族等の数																			
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人											
以上未満	税額																			
860,000円	337,500	338,750	332,000	330,250	328,500	326,750	325,000	323,420	321,960											
860,000円をこえ 1,700,000円に満 たない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額																			
1,700,000円	799,500	795,750	794,000	792,250	790,500	788,750	787,000	785,420	783,960											
1,700,000円をこ える金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,700,000 円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																			
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ご とに900円を控除した金額																				
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																				

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号から第三十三号まで(定義)に規定する控除対象配偶者、扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載

がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

- (2) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(1)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

## 口 乙 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 养 親 族 の 数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30,500円未満		0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	10	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	50	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	80	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	120	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	190	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	260	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	300	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	330	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	370	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	410	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	440	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	480	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	510	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	550	20	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	590	60	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	620	100	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	660	130	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	690	170	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	730	200	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	770	240	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	810	280	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	850	310	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	890	350	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	930	380	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	970	420	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0	0
48,000	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0
62,000	63,000	2,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0

昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

九五

(ロ) 乙 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	扶 养 親 族 の 数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940
102,000	104,000	9,270	8,100	6,920	5,870	4,990	4,120	3,240
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070

ロ 乙 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	扶 養 親 族 の 数								
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上未満	税額								
128,000	130,000	14,870	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300
130,000	132,000	15,370	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700
132,000	134,000	15,870	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100
134,000	136,000	16,370	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500
136,000	138,000	16,870	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900
138,000	140,000	17,370	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300
140,000	142,000	17,870	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700
142,000	144,000	18,370	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100
144,000	146,000	18,870	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500
146,000	148,000	19,370	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900
148,000	150,000	19,870	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300
150,000	152,000	20,370	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700
152,000	154,000	20,870	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100
154,000	156,000	21,370	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500
156,000	158,000	21,870	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900
158,000	160,000	22,370	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300
160,000	162,000	22,870	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700
162,000	164,000	23,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170
164,000	166,000	24,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670
166,000	168,000	24,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170
168,000	170,000	25,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670
170,000	172,000	25,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170
172,000	174,000	26,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670
174,000	176,000	27,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170
176,000	178,000	27,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670
178,000	180,000	28,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170
180,000	182,000	28,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670
182,000	184,000	29,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170
184,000	186,000	30,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670
186,000	188,000	30,600	28,850	27,100	25,350	23,600	22,080	20,620	19,170
188,000	190,000	31,200	29,450	27,700	25,950	24,200	22,580	21,120	19,670
190,000	192,000	31,800	30,050	28,300	26,550	24,800	23,080	21,620	20,170
192,000	194,000	32,400	30,650	28,900	27,150	25,400	23,650	22,120	20,670
194,000	196,000	33,000	31,250	29,500	27,750	26,000	24,250	22,620	21,170
196,000	198,000	33,600	31,850	30,100	28,350	26,600	24,850	23,120	21,670
198,000	200,000	34,200	32,450	30,700	28,950	27,200	25,450	23,700	22,170
200,000 円		34,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420
200,000 円をこえ 210,000 円に満た ない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額								
210,000 円		37,500	35,750	34,000	32,250	30,500	28,750	27,000	25,420
210,000 円をこえ 280,000 円に満た ない金額	210,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000 円 をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額								

昭和四十二年三月三十一日

参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

九七

## 口乙 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数															
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人								
以上未満	税額															
280,000円	62,000	60,250	58,500	56,750	55,000	53,250	51,500	49,920								
280,000円をこえ 360,000円に満た ない金額	280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円 をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額															
360,000円	94,000	92,250	90,500	88,750	87,000	85,250	83,500	81,920								
360,000円をこえ 530,000円に満た ない金額	360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円 をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額															
530,000円	170,500	168,750	167,000	165,250	163,500	161,750	160,000	158,420								
530,000円をこえ 860,000円に満た ない金額	530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円 をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額															
860,000円	335,500	333,750	332,000	330,250	328,500	326,750	325,000	323,420								
860,000円をこえ 1,700,000円に満 たない金額	860,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち860,000円 をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額															
1,700,000円	797,500	795,750	794,000	792,250	790,500	788,750	787,000	785,420								
1,700,000円をこ える金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額															
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに 900円を控除した金額																
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに500円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者1人につき500円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち法第七十八条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表であり、この表における用語については、次に定めるところによる。

(イ) 「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十九号から

第三十三号まで(定義)に規定する扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

- (二)「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。  
(三)「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人を超える1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの1に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和42年4月及び5月の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲 扶養親族等の数										丙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
	以上	未満	税額								
円 780	円未満	円 0									
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	110	60	40	20	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0	0

イ 甲 表

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										丙	
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以上	未 滿	税										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2,100	2,150	125	70	50	30	10	0	0	0	0	0	
2,150	2,200	130	70	55	35	15	0	0	0	0	0	
2,200	2,250	140	75	55	40	20	0	0	0	0	0	
2,250	2,300	145	85	60	40	25	5	0	0	0	0	
2,300	2,350	150	90	65	45	25	10	0	0	0	0	
2,350	2,400	160	95	70	50	30	15	0	0	0	0	
2,400	2,450	165	105	75	55	35	20	0	0	0	0	
2,450	2,500	170	110	80	60	40	20	5	0	0	4	
2,500	2,550	180	115	90	65	45	25	10	0	0	7	
2,550	2,600	185	125	95	70	50	30	15	0	0	11	
2,600	2,650	195	130	105	75	55	35	20	0	0	15	
2,650	2,700	200	140	110	80	60	40	20	5	0	19	
2,700	2,750	210	145	120	90	65	45	25	10	0	23	
2,750	2,800	220	155	125	95	70	50	30	15	0	27	
2,800	2,850	230	160	135	105	75	55	35	20	0	31	
2,850	2,900	240	170	140	110	80	60	40	25	5	35	
2,900	2,950	250	175	150	120	90	65	45	25	10	40	
2,950	3,000	260	185	155	125	95	70	50	30	15	44	
3,000	3,050	270	190	165	135	105	75	55	35	20	49	
3,050	3,100	280	200	170	140	110	85	60	40	25	53	
3,100	3,200	295	210	180	155	125	95	70	50	30	58	
3,200	3,300	315	230	195	170	140	110	80	60	40	67	
3,300	3,400	335	250	215	185	155	125	95	70	50	76	
3,400	3,500	355	270	235	200	170	140	110	80	60	85	
3,500	3,600	375	290	255	215	185	155	125	95	70	95	
3,600	3,700	395	310	275	235	200	170	140	110	80	105	
3,700	3,800	415	330	295	255	215	185	155	125	95	118	
3,800	3,900	440	350	315	275	235	200	170	140	110	133	
3,900	4,000	465	370	335	295	255	215	185	155	125	148	
4,000	4,100	490	390	355	315	275	235	200	170	140	163	
4,100	4,200	515	410	375	335	295	255	215	185	155	178	
4,200	4,300	540	435	395	355	315	275	235	200	170	193	
4,300	4,400	565	460	415	375	335	295	255	220	185	208	
4,400	4,500	590	485	435	395	355	315	275	240	200	223	
4,500	4,600	615	510	460	415	375	335	295	260	220	238	
4,600	4,700	640	535	485	435	395	355	315	280	240	253	
4,700	4,800	665	560	510	460	415	375	335	300	260	268	
4,800	4,900	690	585	535	485	435	395	355	320	280	285	
4,900	5,000	715	610	560	510	460	415	375	340	300	305	
5,000	5,100	740	635	585	535	485	440	395	360	320	325	
5,100	5,200	765	660	610	560	510	465	415	380	340	345	
5,200	5,300	790	685	635	585	535	490	440	400	360	365	
5,300	5,400	820	710	660	610	560	515	465	420	380	385	
5,400	5,500	850	735	685	635	585	540	490	440	400	405	
5,500	5,600	880	760	710	660	610	565	515	465	420	425	
5,600	5,700	910	785	735	685	635	590	540	490	440	445	
5,700	5,800	940	815	760	710	660	615	565	515	465	465	
5,800	5,900	970	845	785	735	685	640	590	540	490	485	
5,900	6,000	1,000	875	815	760	710	665	615	565	515	505	
6,000	6,100	1,030	905	845	790	735	690	640	590	540	525	

昭和四十二年三月三十一日

参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

## イ 甲 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数									丙	
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
	以上	未満	税額								
円 6,100 6,200 6,300 6,400	円 6,200 6,300 6,400 6,500	円 1,060 1,090 1,120 1,150	円 935 965 995 1,025	円 875 905 935 965	円 820 850 880 910	円 760 790 820 850	円 715 740 765 790	円 665 690 715 740	円 615 640 665 690	円 565 590 615 640	円 545 565 585 610
6,500円		1,165	1,040	980	925	865	805	750	705	655	635
6,500円をこえ 7,000円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									635円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の25%に相当する金額を加算した金額	
7,000円	円 7,000円	1,315	1,190	1,130	1,075	1,015	955	900	855	805	
7,000円をこえ 9,000円に満た ない金額	7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額										
9,000円	円 9,000円	2,015	1,890	1,830	1,775	1,715	1,655	1,600	1,555	1,505	
9,000円をこえ 12,000円に満 たない金額	9,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち9,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額										
12,000円	円 12,000円	3,215	3,090	3,030	2,975	2,915	2,855	2,800	2,755	2,705	
12,000円をこ え17,500円に 満たない金額	12,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額										
17,500円	円 17,500円	5,690	5,565	5,505	5,450	5,390	5,330	5,275	5,230	5,180	
17,500円をこ え28,500円に 満たない金額	17,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち17,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										

昭和四十二年三月三十日 参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

一〇一

## イ 甲 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲										丙										
	扶養親族等の数																				
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人												
以上 未満	税額										税額										
28,500円	11,190	11,065	11,005	10,950	10,890	10,830	10,775	10,730	10,680	635円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の25%に相当する金額を加算した金額											
28,500円をこえ56,500円に満たない金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額																				
56,500円	26,590	26,465	26,405	26,350	26,290	26,230	26,175	26,130	26,080												
56,500円をこえる金額	56,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち56,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																				
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額																					
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一つに該当するごとに17円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者1人につき17円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																					

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号から第三十三号まで(定義)に規定する控除対象配偶者、扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。
- (二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
  - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
  - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。

昭和四十二年三月三十日 参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき250円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。
- (三) 日雇労働者の受けける給与等（法第八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

## 口 乙 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 养 親 族 の 数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	20	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	25	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	5
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	25	10
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	25	15
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

昭和四十二年三月三十一日

参議院会議録第六号 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

## ロ 乙 表

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	扶 養 親 族 の 数								
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以上	未満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,050	3,100	235	200	170	140	110	85	60	
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70	
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80	
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95	
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110	
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125	
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140	
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155	
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170	
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185	
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200	
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215	
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235	
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255	
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275	
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295	
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315	
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335	
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355	
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375	
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395	
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415	
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440	
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465	
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490	
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515	
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540	
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565	
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590	
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615	
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640	
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665	
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690	
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715	
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740	
6,500 円		1,100	1,040	980	925	865	805	750	
6,500 円をこえ 7,000 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額								
7,000 円	円	1,250	円	1,190	円	1,130	円	1,075	
7,000 円をこえ 9,000 円に満た ない金額	7,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円を こえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額								
	円	1,015	円	955	円	900	円	855	

## ロ 乙 表

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	扶 養 親 族 の 数															
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人								
以 上 未 満	税 额															
9,000 円	1,950	1,890	1,830	1,775	1,715	1,655	1,600	1,555								
9,000 円をこえ 12,000 円に満た ない金額	9,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,000 円を こえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額															
12,000 円	3,150	3,090	3,030	2,975	2,915	2,855	2,800	2,755								
12,000 円をこえ 17,500 円に満た ない金額	12,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,000 円を こえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額															
17,500 円	5,625	5,565	5,505	5,450	5,390	5,330	5,275	5,230								
17,500 円をこえ 28,500 円に満た ない金額	17,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 17,500 円を こえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額															
28,500 円	11,125	11,065	11,005	10,950	10,890	10,830	10,775	10,730								
28,500 円をこえ 56,500 円に満た ない金額	28,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 28,500 円を こえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額															
56,500 円	26,525	26,465	26,405	26,350	26,290	26,230	26,175	26,130								
56,500 円をこえ る金額	56,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 56,500 円を こえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額															
扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額																
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち法第七十八条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表であり、この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十九号から第三十三号まで(定義)に規定する扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。
- (二) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (三) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

昭和四十二年三月三十日 参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人を超える1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの1に該当するごとに17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

族 等 の 数											
4人		5人		6人		7人		8人以上			
除 後 の 給 与 等 の 金 額											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
47,500	47,500円未満	52,700	52,700円未満	57,600	57,600円未満	62,200	62,200円未満	66,800	66,800円未満	70,800	70,800円未満
47,500	50,900	52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	66,800	70,800	70,800円未満
50,900	54,300	56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	70,800	75,000	75,000円未満
54,300	57,800	59,600	63,300	64,700	68,800	69,900	74,200	75,000	75,000	79,700	79,700円未満
57,800	65,900	68,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	79,700	83,800	83,800円未満
65,900	71,800	70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	88,800	88,800	91,200	91,200円未満
71,800	80,500	76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	91,200	101,400	101,400円未満
80,500	87,500	85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	101,400	107,400	107,400円未満
87,500	97,800	92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	107,400	118,400	118,400円未満
97,800	109,300	102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	118,400	129,300	129,300円未満
109,300	120,100	114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	129,300	139,600	139,600円未満
120,100	135,200	125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	139,600	156,900	156,900円未満
135,200	146,700	140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	156,900	166,200	166,200円未満
146,700	164,000	151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	166,200	184,600	184,600円未満
164,000	184,300	169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	184,600	204,300	204,300円未満
184,300	203,500	189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	204,300	222,900	222,900円未満
203,500	237,900	208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	222,900	257,900	257,900円未満
237,900	274,300	242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	257,900	294,900	294,900円未満
274,300	311,200	279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	294,900	331,600	331,600円未満
311,200	369,500	316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	331,600	391,400	391,400円未満
369,500	467,400	375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	391,400	486,800	486,800円未満
467,400	560,800	472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	486,800	584,200	584,200円未満
560,800	894,200	566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	584,200	917,500	917,500円未満
894,200	1,727,500	900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	917,500	1,750,800	1,750,800円未満
1,727,500	2,560,800	1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	1,750,800	2,584,200	2,584,200円未満
2,560,800円以上		2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上			

給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、(自)に該当する場合を除き、金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、扶養親族がないものとして申欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の表によらず、第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第百八十六条第一項第一号又

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第三 昭和42年4月及び5月の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

賞与の 金額に 乗るべき 率 %	扶養親										甲	
	0人		1人		2人		3人					
	前月の社		会保険料		控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満		
0	18,000円未満		30,600円未満		36,400円未満		42,300円未満					
2	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300				
4	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500				
6	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000				
8	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800				
10	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600				
12	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000				
14	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900				
16	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600				
18	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300				
20	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300				
22	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700				
24	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100				
26	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800				
28	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300				
30	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600				
32	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900				
35	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100				
38	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600				
41	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100				
44	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500				
47	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000				
50	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300				
55	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700				
60	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000				
65	2,530,800円以上		2,543,300円以上		2,549,200円以上		2,555,000円以上					

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (イ) 「扶養親族」とは、法第二条第一項第二十九号(定義)に規定する扶養親族をいう。
- (ロ) 「扶養親族等」とは、法第二条第一項第二十八号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。
- (ハ) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第一百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

- (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例)の適用を受け
  - (1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等のを求める。
  - (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、(4) 当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、賞与の金額に乘すべき率欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
- (ハ) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、これは第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定により税額を計算する。
- (四) (イ)から(ハ)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められて、控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第四 昭和42年4月及び5月の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
4,000円未満	0	102,000円	104,000円	4,400円	274,000円	278,000円	12,500円	
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300
12,000	14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900
18,000	20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100
20,000	22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500
34,000	36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700
36,000	38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900
38,000	40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100
40,000	42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300
52,000	54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500
54,000	56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700
56,000	58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900
58,000	60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100
60,000	62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200
68,000	70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500
70,000	72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800
72,000	74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100
74,000	76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400
76,000	78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700
78,000	80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000
80,000	82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600
84,000	86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900
86,000	88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200
88,000	90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500
90,000	92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800
92,000	94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100
94,000	96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400
96,000	98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700
98,000	100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000
100,000	102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300

昭和四十二年三月三十一日 参議院会議録第六号

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外二件

## (二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 满	税 额	以 上	未 满	税 额	以 上	未 满	税 额
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,600
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,400
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,200
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,000
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,600
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,400
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,200
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,000
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	92,800
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,600
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,400
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,200
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,000
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,600
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,400
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,200
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,000
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	102,800
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,600
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,400
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,200
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,000
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,600
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,400
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,200
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,000
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,600
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,400
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,300
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,100
780,000	788,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,000
788,000	796,000	42,900	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800
796,000	804,000	43,500	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,600
804,000	812,000	44,100	1,204,000	1,212,000	74,200	1,680,000	1,690,000	121,400
812,000	820,000	44,700	1,212,000	1,220,000	75,000	1,690,000	1,700,000	122,200
820,000	828,000	45,300	1,220,000	1,228,000	75,800	1,700,000	1,710,000	123,000

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,710,000円	1,720,000円	124,800円	2,000,000円	3,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	20,000,000円	40,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額
1,720,000円	1,730,000円	125,800円						
1,730,000円	1,740,000円	126,800円						
1,740,000円	1,750,000円	127,800円						
1,750,000円	1,760,000円	128,800円						
1,760,000円	1,770,000円	129,800円	3,000,000円	4,400,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	40,000,000円	60,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額
1,770,000円	1,780,000円	130,800円						
1,780,000円	1,790,000円	131,800円						
1,790,000円	1,800,000円	132,800円						
1,800,000円	1,810,000円	133,800円						
1,810,000円	1,820,000円	134,800円	4,400,000円	6,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	60,000,000円	90,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,981,200円を控除した金額
1,820,000円	1,830,000円	135,800円						
1,830,000円	1,840,000円	136,800円						
1,840,000円	1,850,000円	137,800円						
1,850,000円	1,860,000円	138,800円						
1,860,000円	1,870,000円	139,800円	6,000,000円	8,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から451,200円を控除した金額	90,000,000円	120,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,181,200円を控除した金額
1,870,000円	1,880,000円	140,800円						
1,880,000円	1,890,000円	141,800円						
1,890,000円	1,900,000円	142,800円						
1,900,000円	1,910,000円	143,800円						
1,910,000円	1,920,000円	144,800円	8,000,000円	12,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から681,200円を控除した金額	120,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額
1,920,000円	1,930,000円	145,800円						
1,930,000円	1,940,000円	146,800円						
1,940,000円	1,950,000円	147,800円						
1,950,000円	1,960,000円	148,800円						
1,960,000円	1,970,000円	149,800円	12,000,000円	20,000,000円	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から931,200円を控除した金額			
1,970,000円	1,980,000円	150,800円						
1,980,000円	1,990,000円	151,800円						
1,990,000円	2,000,000円	152,800円						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第五条(退職手当等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により法第三十条第三項(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第四の附表

昭和四十二年三月二十一日 参議院会議録第六号 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一件

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	200,000	700,000	23年	2,100,000	2,600,000
			24年	2,300,000	2,800,000
			25年	2,500,000	3,000,000
5年	250,000	750,000	26年	2,700,000	3,200,000
6年	300,000	800,000	27年	2,900,000	3,400,000
7年	350,000	850,000	28年	3,100,000	3,600,000
8年	400,000	900,000	29年	3,300,000	3,800,000
9年	450,000	950,000	30年	3,500,000	4,000,000
10年	500,000	1,000,000	31年	3,800,000	4,300,000
11年	600,000	1,100,000	32年	4,100,000	4,600,000
12年	700,000	1,200,000	33年	4,400,000	4,900,000
13年	800,000	1,300,000	34年	4,700,000	5,200,000
14年	900,000	1,400,000	35年	5,000,000	5,500,000
15年	1,000,000	1,500,000	36年	5,300,000	5,800,000
16年	1,100,000	1,600,000	37年	5,600,000	6,100,000
17年	1,200,000	1,700,000	38年	5,900,000	6,400,000
18年	1,300,000	1,800,000	39年	6,200,000	6,700,000
19年	1,400,000	1,900,000	40年	6,500,000	7,000,000
20年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額	7,000,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額
21年	1,700,000	2,200,000			
22年	1,900,000	2,400,000			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第五条(退職手当等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、法第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。



## (号外) 報官

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、「昭和四十二年分の給与所得等に係る所

得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案」につ

いて申し上げます。

本案は、昭和四十一年度税制改正のための関係

諸法案が、本予算案にあわせて本年六月から施行

される予定になつておりますことに伴い、このう

ち、国民の関心の強い所得税の減税について、そ

の効果をすみやかに及ぼすようにするため、本年

四月一日から五月三十一日までの間に支払われる

給与及び退職所得にかかる所得税の源泉徴収につ

いて、特例を設けようとするものであります。

すなわち、給与所得については、基礎控除を一

万円、配偶者控除を二万円、扶養控除を一万円、

給与所得控除及び最高限度を四万円、

それぞれ引き上げて計算した源泉徴収税額表によ

り、また、退職所得については、現在、勤務年数

一年につき一律五万円となっている特別控除を、

その年数に応じて五万円ないし三十万円に引き上げることをもとにした算出を行なうこととしてお

ります。

次に、「期限の定めのある国税に関する法律に

つき当該期限を変更するための法律案」について

申し上げます。

租税特別措置法及び国税暫定措置法に規定され

ている諸措置のうち、適用期限が到来するものに

申し上げます。

租税特別措置法及び國税暫定措置法に規定され

ている諸措置のうち、適用期限が到来するものに

申し上げます。

次に、「期限の定めのある国税に関する法律に

つき当該期限を変更するための法律案」について

申し上げます。

租税特別措置法及び國税暫定措置法に規定され

ている諸措置のうち、適用期限が到来するものに

申し上げます。

入措置等二十八項目の措置であり、國税暫定措置法においては、重要機械類の免税等十二項目の減

免措置のほか、米、バナナ等百二十品目に対する

暫定税率の適用であります。

委員会におきましては、二法案を一括、質疑を

行ないましたところ、昭和四十一年度の所得税減

税、租税特別措置の立法趣旨と政策効果、バナナ

の國税等の諸点について質疑が行なわれました

が、その詳細につきましては会議録によつて御承

知願います。

質疑を終了し、両案一括して討論に入りました

ところ、日本社会党を代表して戸田委員より反対

となつておりますが、本案は、その間に期限の到

来するものについて、その適用期限を暫定的に本

年五月三十一日まで延長しようとするものであり

ます。

本案によつて適用期限が延長されるものは、租

税特別措置法においては、利子所得に対する所得

税の分離課税、法人税における交際費の損金不算

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ

て、両案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議長　重宗 雄三君

副議長　河野 謙三君

議員　林 塩君　山高しげり君

議員　黒柳 明君　瓜生 清君

議員　中沢伊登子君　石本 茂君

議員　市川 房枝君　浅井 亨君

植木 光教君	北條 鶴八君	育柳 秀夫君	平島 敏夫君	梶原 茂嘉君	八木 一郎君	伊藤 順道君	加瀬 完君
高山 恒雄君	二木 謙吾君	山本 利壽君	惣本 宜実君	森 八三一君	三木與吉郎君	中山 福藏君	吉武 恵市君
多田 省吾君	白井 勇君	塙見 俊二君	鍋島 直紹君	木内 四郎君	林屋龜次郎君	高橋 衛君	小柳 牧衛君
伊藤 五郎君	林田 正治君	近藤 鶴代君	石原幹市郎君	増原 恵吉君	杉原 荒太君	田中 一君	横川 正市君
洪谷 邦彦君	鈴木 一弘君	郡 祐一君	斎藤 昇君	鹿島守之助君	重政 庸德君	大和 与一君	岩間 正男君
大谷 賢雄君	横山 フク君	米田 正文君	小林 篤一君	達田 龍彥君	須藤 五郎君	春日 正一君	
北條 浩君	寺尾 豊君	栗原 祐幸君	北畠 教真君	戸田 菊雄君	森 勝治君		
笠森 順造君	植竹 春彦君	西村 尚治君	内藤督三郎君	前川 旦君	吉田忠三郎君		
新谷寅三郎君	山本茂一郎君	林田悠紀夫君	佐藤 新治君	木村美智男君	森 勝治君		
中津井 真君	山内 一郎君	玉置 和郎君	高橋雄之助君	村田 秀三君	柳岡 秋夫君		
佐藤 一郎君	船田 譲君	岡本 悟君	藤田 正明君	田村 賢作君	吉田忠三郎君		
宮崎 正雄君	八田 一朗君	黒木 利克君	日高 広為君	小林 章君	渡辺 勘吉君		
平泉 渉君	内田 芳郎君	丸茂 重貞君	山本 杉君	矢山 有作君	瀬谷 英行君		
高橋文五郎君	野知 浩之君	木島 義夫君	谷口 廣吉君	櫻井 志郎君	千葉千代世君		
大森 久司君	岸田 幸雄君	柴田 栄君	赤間 文三君	井川 伊平君	鶴園 哲夫君		
温水 三郎君	沢田 一精君	後藤 義隆君	佐野 芳雄君	野々山一三君	野上 元君		
長谷川 仁君	仲原 善一君	竹中 恒夫君	佐野 芳雄君	鷺島 慶雄君	鷺島 慶雄君		
石井 桂君	田中 茂穂君	天坊 裕彦君	大森 創造君	井川 伊平君	山本伊三郎君		
大竹平八郎君	松平 勇雄君	中野 文門君	森部 隆輔君	松本 賢一君	野上 元君		
徳永 正利君	中村 英男君	西田 信一君	森中 守義君	杉山善太郎君	武内 五郎君		
迫水 久常君	紅露 みつ君	小林 武治君	青田源太郎君	古部 秀男君	千葉千代世君		
田中 茂穂君	國務大臣	大蔵大臣	鈴木 齊君	山本伊三郎君	鶴園 哲夫君		
松平 勇雄君	水田三喜男君	水田三喜男君	久保 等君	北村 暢君	吉田 徳治君		
	羽生 三七君	光村 甚助君	佐多 忠隆君	鷺田 得治君	永岡 光治君		
		亀田 得治君		光村 甚助君			

更した。

## 〔参照〕

一五九

相澤 重明君

三月二十二日議長において、左のとおり議席を変

## 政府委員

文部大臣	鉢木 亨弘君
通商産業大臣	菅野和太郎君
郵政大臣	小林 武治君
自治大臣	藤枝 泉介君
国務大臣	塚原 桂郎君

## 第四号中正誤

四〇	一	二	三	四
多數を	知られ	北爆	終わり	から
数を	知られされ	「北爆」		
				正

明治  
十五年三月三十  
種類便物認可日

定価一部二十五円
(ただし貴賤共三十五円)
発行所
東京都港区赤坂美町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八一四七一(大代)